

## 第9回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 平成30年3月26日(月)
- 2 開閉時間 午後4時開会 午後4時45分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人  
1番 小原孝志      2番 畑山一郁      3番 鈴木英博      4番 佐藤美頭雄  
5番 佐々木辰善      6番 寺崎秀子      7番 相澤峰基      8番 森脇豊仁  
9番 小川一也      10番 山崎禎彦      11番 斉藤哲子      12番 北村浩光  
13番 舟根 禎      14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 4番 佐藤美頭雄、5番 佐々木辰善
- 9 議事内容  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第4号 農業経営改善計画の認定通知について  
報告第5号 買受適格証明願に係る農地法第3条の許可について  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の要請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第9回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、4番委員、5番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第6報告第5号「買受適格証明願に係る農地法第3条の許可について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 事務局長 それでは、議案2頁をご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案3、4頁をご覧ください。  
番号が14番、15番の2件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。  
位置図は5頁から7頁に載せてありますので、ご確認ください。  
  
続きまして、議案8頁をご覧ください。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。  
賃貸借に係る合意解約の通知があり、専決処分をしましたので、報告します。  
議案は9頁、10頁までをご覧ください。  
番号が42番から50番までの9件でございます。  
42番は一部借主変更に伴う解約で、43番から45番までについては、あつせん成立に伴う、合意解約です。  
46番から48番までは、借主変更に伴う解約で、49番、50番については、後継者移譲にあたっての合意解約です。  
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、通知のあった日は議案に記載のとおりです。  
  
続きまして、議案12頁をご覧ください。  
報告第3号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」です。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(4)①に規定する農業経営改善計画認定申

請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 13 頁、14 頁をご覧ください。

番号が 17 番、18 番までの 2 件の申請がありました。

17 番は、更新ということで意見を求められた内容で、18 番については、後継者移譲にあたっての意見を求められた内容でございます。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 17 頁をご覧ください。

前回の定例会で意見した認定が 2 件、先ほどの報告第 3 号で意見した認定が 2 件です。

更新による 3 件、後継者移譲による 1 件、計 4 件の通知がありました。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりです。

続きまして、議案 18 頁をご覧ください。

報告第 5 号「買受適格証明願に係る農地法第 3 条の許可について」です。

平成 30 年 1 月 25 日招集、第 7 回定例会議案第 1 号で審議し、証明を可とした買受適格証明願について、農地法第 3 条に基づき、許可したので、報告します。

議案 19、20 頁をご覧ください。

番号が 26 番の 1 件ございます。

最高価買受申出人からの許可申請については、交付した証明書と異なった内容ではなかったもので、審議したとおり許可したものです。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、譲受人の住所及び氏名、契約の種類、住宅からの距離団地数、売買価格につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 21 頁に載せてありますので、ご確認ください。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

それでは、日程第 7 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 22 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。

農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請があったので、許可の

可否について、審議をお願いします。

議案は 23、24 頁になりますのでご覧ください。

1 番で農地、3 筆に関する許可申請です。

この許可申請については、平成 29 年 10 月 25 日実施の利用状況調査で発見した手続きのない転用の事案で、前回の定例会で農用地区域内農地を農業用施設用地に変更するにあたっての意見をいただいた経緯があります。

定例会後、町で農業用施設用地に計画変更したので、農地法第 5 条による転用許可申請を受理し、今回の定例会で審議するものです。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は肥育用牛舎、堆肥舎及び乾草収納庫の設置で、計画の内容は肥育用牛舎、堆肥舎、乾草収納庫及び堆肥仮置場で面積は記載のとおりです。

転用基準の区分は、農用地区域内の農業用施設用地であり、農地法第 5 条第 2 項のただし書きに規定する農用地区域内の用途変更をしたものであることから、基準を満たすものと判断します。

なお、農振地域内、農用地区域内で都市計画外、土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

位置図は 25 頁、本日、配布資料の赤の付箋の資料がカラーの資料ですので、ご確認ください。

議案 26 頁から 29 頁までは農地法第 5 条転用に係る調査結果で、30 頁は北海道農業会議から意見を載せてあり、許可相当との意見を受けています。

以上から、転用についての基準を満たすものと判断しているところです。

説明は以上です。

議長 はい、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案 32 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」です。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 33 頁、34 頁になりますのでご覧ください。

番号が 19 番から 22 番までの 4 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価の支払方法、引渡しの時期は議案の記載のとおりです。

場所に関しては、35 頁から 38 頁までに記載しています。

緑色の付箋のところにお所有権移転の分ということで 4 頁あります。

調査をしております、この中で問題は無いということで調査確認をしています。

あっせん案件なので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長

19 番について補足説明をお願いします。

5 番委員

事務局と相談をして、単価設定をしました。

反当 85,900 円と 82,500 円、20,000 円で成立しています。

あっせんが 12 月 9 日から始まり、最終は 2 月 23 日、あっせん回数 6 回成立しています。

議長

続きまして 20 番です。

5 番委員

分筆終了まであっせんが動けなかった案件で、分筆が年明けに終わり、それから動きました。

あっせん開始が 2 月 21 日で、最終が 26 日で、あっせん回数が 6 回で、反当 195,000 円で成立しています。

議長

続きまして 21 番です。

2 番委員

あっせん開始が 11 月 29 日で終了が 3 月 2 日であっせんが成立しています。

反当 253,000 円であっせん回数は 6 回です。

議長

続きまして 22 番です。

10 番委員

あっせん期間が、11 月 8 日から 3 月 12 日までで、あっせん回数が 3 回です。

反当 237,000 円で成立しています。

議長

19 番から 22 番まで質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

19 番から 22 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

19 番から 22 番までの案件について認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 9 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 40 頁をご覧ください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

利用権の設定について、議案が 41 頁、42 頁になります。

番号が 65 番から 72 番までの 8 件でございます。

65 番から 68 番までと 71 番については、賃貸借の更新にあたって、一部、借主の変更による案件でございます。

69 番については、後継者移譲にあたっての賃貸借の借主変更の案件です。

70 番、72 番については、新規の賃貸借の案件です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は 43 頁から 50 頁までに載せてありますのでご確認ください。

本日配布しました緑の付箋のところに 4 枚目以降に利用権設定の分の調査書があります。

こちらの調査で問題は無いということで調査確認をしています。

また、この案件の 70 番、71 番につきましては 12 番委員が議事参与の制限を受ける案件となっております。

説明は以上です。

議長 最初に 70 番、71 番の案件とします。

12 番委員 私の関係する案件ですので退席します。

議長 それでは 70 番、71 番の案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

70 番、71 番までの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 70 番、71 番までの案件について認めると決定しました。

12 番委員 着席

議長 残りの案件について質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 残りの案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 残りの案件についても、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長 「次回の定例会について」ですが、4 月 25 日水曜日、昨年度は午後 6 時からでしたが、同じ時刻でよろしいでしょうか。

議長 25 日、開催時間に問題無いでしょうか。

委員 無しの声

議長 第 10 回定例会は、4 月 25 日水曜日午後 6 時から、定例会でよろしくお願ひします。

事務局長 続いて下の段に四角で囲ってあるのが、3 月 30 日から 4 月中旬までの日程となっております。

3 月 30 日に議会臨時会がございまして、今回補助金をいただいている部

分の歳入が増えますので、補正予算をしたいと思っています。

農業委員さんの補助金が出るようになったことで、皆さんに大変ご苦勞  
いただいている活動日誌を書きいただいている補助金でございます。

この後、来年度分お配りしますので、引き続きよろしくお願ひします。

以下4月中旬までの日程については、記載のとおりですのでご確認お願ひ  
します。

続いて2番目の農地移動適正化あっせん経過報告についてです。

本日、配布しました青の付箋に網掛けになっているところは、成立又は  
賃貸借など決まっているものです。

網掛けのかかっているところは、継続ということで進捗状況について  
報告お願ひします。

議長 31番です。

10番委員 あっせん活動中に、あっせん申出者がお亡くなりになりましたので、相  
続の手続きをしていただくということでお話しました。

議長 32番です。

7番委員 継続中で、次回の定例会に議案にかけるとお思います。

議長 33、34番です。

12番委員 継続です。

議長 38番です。

12番委員 継続です。

事務局長 議案に記載されていませんが、現時点の情報としてお知らせがあります。

3月上旬に空き家バンク担当から入った情報です。

空き家に隣接する農地の関係ですが、平成29年10月25日の定例会で鷹  
栖町 [ ] が所有する農地、畑、地番が鷹栖町 [ ]  
で1,110㎡を別段の面積の指定をしましたが、その件について、空き家と  
農地を取得し、移住したいとの相談を受けている状況です。

相談を受けている人は、東京都在住の4大家族、父親が [ ]、妻、子供  
2人で、 [ ] です。

父親の職業が店舗改装施工者で、現在、研修中です。

子供の新学期の始まる4月までに移住する計画で、現時点では移住の約  
1か月間は住宅を賃貸し、その後、併せて空き家と農地を取得したいと計  
画をしています。

昨年6月に東京で開催された「本気の移住相談会」にて、本町のブース  
で移住の相談をし、7月に町事業の「移住体験ツアー」の参加で、鷹栖町  
に来町して経緯があります。

町産業振興課の仲介で、 [ ] で農作業体験と町  
内の視察をしており、住民との交流をしたとの情報を受けています。

産業振興課の担当からはとても真面目な方ということをお聞いておりま  
す。

農地の取得について、農業委員会で定めた要領に従って、手続きを進め

ており、4月の定例会に間に合うよう準備を進めているところです。

この次の定例会で、審議する予定としていますので、よろしくお願いし  
ます。

議長  
委員  
議長

みなさんから何かありますか。

無しの声

それでは、以上をもって第9回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。